

会議録の作成方法について

令和3年5月11日付け厚木市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の改正に伴い、附属機関等における会議録の形式について、当該附属機関等の決定により選択することとなりました。

- 1 会議録への発言者氏名の記載の有無
- 2 会議録への発言内容の記載方法
 - (1) 発言の全内容を記載
 - (2) 発言内容を要約し記載

【参考1】これまでの厚木市保健福祉審議会会議録の作成方法

会議録への発言者氏名の記載の有無	発言者氏名の記載なし
会議録への発言内容の記載方法	発言内容を要約し記載

【参考2】厚木市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（附属機関の運営に係る留意事項）

第5条 附属機関の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意し、効果的かつ効率的に行うものとする。

(1)～(3)略

(4)審議経過等が明確となるよう会議録を作成すること。この場合において、次に掲げる会議録の形式について、当該附属機関の決定により選択するものとする。

ア 発言者の氏名の記載の有無

イ 発言の全内容を記載する形式又は発言内容を要約する形式の別

【参考3】令和2年度第5回保健福祉審議会会議録(ホームページ掲載の会議録抜粋)

会議経過報告

会議名	令和2年度第5回保健福祉審議会(書面会議)
会議主管課	福祉部 福祉総務課 福祉政策係
開催日	令和3年2月3日(水曜日)
出席者	保健福祉審議会会長ほか委員 12人
説明者	各案件所管課長

委員14人中13人出席(過半数)により会議は成立
会議の経過は次のとおりです。

1 案件

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)(案)パブリックコメントの実施結果について(介護福祉課)

《パブリックコメントの概要及びパブリックコメントで提出された意見の反映状況等について書面で説明》

委員：介護保険事業基金からの取崩しを検討とありますが、決定次第具体的に知らせる必要があると思う。

介護福祉課：6月の当初納入通知書発送に併せ、広報で第8期保険料の決定をお知らせいたします。

委員：地域ボランティアの人材確保の件、社協の広報紙より市の広報紙の方が読まれるので、是非、市の広報を活用していただきたい。

介護福祉課：ボランティアセンターの所管は、社会福祉協議会となっており、社協の広報紙は、通常、広報あつぎに折り込んで配布されております。なお、市の広報は、他の配布物で代替できる記事は、掲載希望記事多数のため御遠慮いただいているところです。

委員：地域ボランティア人材確保の件、自治会役員や各団体を退任した方にボランティア活動の協力をお願いすることは大賛成である。例えば、二層協議体の中で、委員はまだお仕事をしていたり、忙しい方々で、見守りや居場所づくりなど何かをしたいと思っても、実際に一緒に活動してくれる方はいない。地域の住民の方なら安心してお願いできる。

案件、了承

14人中14人が了承